7. 受託業務



7-1 業務の概要

総合法律支援法第30条第2項の規定により、法テラスは、本来業務(同条第1項)の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせるなどの業務を行うことができることになっている。この規定に基づき、平成19年4月1日から、公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始し、現在に至っている。

こうした受託業務を通じて、法テラスは、本来業務にとどまらない、より広い法的サービスを提供することが可能となっている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

(1) 中国・サハリン残留孤児日本人国籍取得支援業務

ア 業務内容

日本に永住帰国した中国残留邦人等は、わが国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前、公益財団法人中国残留孤児援護基金では公益財団法人日本財団の助成金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について法テラスが受託している。

イ 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」第2条の中国残留邦人等のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請(戸籍法第113条)その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込みについて、法テラス本部受託業務室が援助開始決定から、弁護士への報酬の支払及び終結決定等の全ての手続を行う。援助額は1件あたり弁護士報酬300,000円及び交通費等の実費であり、弁護士報酬等について利用者には負担を求めない。

ウ業務実績

平成28年度は新規の援助申込みはなかった。

本支援業務は、就籍に支障がなく弁護士援助が特段必要とされない場合は申込みがないため、年度によって援助申込件数が大きく異なっている。平成24年度から平成28年度までの年度別申込受理件数の実績は資料7-1のとおりである。

なお、援助に要する費用は全て、公益財団法人中国残留孤児援護基金が、公益財団法人日本財団の助成を受けて法テラスに支払う委託経費から支出される。

資料 7-1

平成28年度申込受理件数(本部取扱い)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
件数	5件	4件	0件	0件	0件	

(2)日本弁護士連合会委託援助業務

ア業務内容

総合法律支援法が規定する法テラスの本来業務である民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない人々を対象として、人権救済の観点から弁護士報酬及び費用等の援助を行うというものであり、紛争解決制度の利用をより容易にし、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な法律支援の一環を成す事業である。具体的には、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助の9項目にわたり、活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助項目の対象者と援助内容は、資料7-2のとおりである。

日本弁護士連合会委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

		援助内容
1	身体を拘束された刑事被疑者(被 疑者国選の対象事件であって勾留 状が発せられた被疑者を除く)	被疑者との接見とアドバイス、警察官等との折衝、被害者との示談交渉その他被疑者段階の刑事弁護活動全般
2	家庭裁判所に送致された少年(抗告・再抗告を含む。)ただし、家庭裁判所又は抗告裁判所が国選付添人を付さなければならない場合を除く。	少年との面会とアドバイス、家庭裁判所との折衝、環境調整、 被害者との示談交渉その他付添人活動全般
3	生命、身体若しくは自由(性的自由を含む。)に関する犯罪又はストーカー行為若しくはDVの被害を受けた者又はその親族若しくは遺族	被害届の提出、告訴・告発、検察審査会申立て、法廷傍聴付添、 少年審判状況説明聴取、修復的司法の一環としての加害者側 との対話、刑事手続における和解交渉、犯罪被害者等給付金 申請及び報道機関への対応・折衝その他犯罪被害者支援のた めに必要な活動
4	難民認定申請者	難民認定申請、申請却下に対する審査請求、難民不認定処分 等の取消訴訟等の活動
5	人道的見地から弁護士による緊急 の援助を必要とする外国人	1 在留資格等の入管関係、就籍・帰化等の戸籍・国籍関係、 社会保障関係の行政手続の代理等 2 在留資格がないために、民事法律扶助が利用できない外 国人の訴訟代理
6	人権救済を必要としている子ども	1 児童相談所等との交渉、虐待を行う親との関係調整、離 縁訴訟等の支援 2 触法少年の警察官調査に関する付添人活動
7	精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る退院請求・ 処遇改善請求等の行政手続の代理
8	医療観察法の心神喪失者	心神喪失者等医療観察法に係る退院許可申立て・処遇改善等 の行政手続の代理、国選付添人の医師に対する協力費用
9	人道的見地から弁護士による緊急 の援助を必要とする高齢者・障害 者・ホームレス等	生活保護申請、生活保護法に基づく審査請求の代理
10	上記①②を除く対象者	上記①②を除く各援助に関する法律相談

イ 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②資力に乏しいこと、③ 弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士がこの援助制度を利用した案件を取り扱うためには、法テラスとの間で委託援助契約を締結する必要がある(総合法律支援法第29条第8項、第30条第2項1号)。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むにあたり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する法テラス地方事務所本所のみが行う。

援助開始決定、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を援助業務の活動内容に応じて支払う。また、弁護士による活動の結果、被援助者が事件の終結により財産的利益を取得するなどして、生活状況が改善し、弁護士報酬、費用相当分を支払うことができないという状態を脱し、かつ、被援助者に負担させることが相当でないと言えなくなった場合、弁護士報酬等は被援助者の負担となることがある。負担の要否は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金を求める手続は日本弁護士連合会又は各地の弁護士会が行うこととなっている。

ウ 業務実績(資料7-3、7-4、7-5 参照)

平成28年度は、22,444件の援助申込みを受理した。平成28年度は、少年保護事件付添援助が改正 少年法に基づく国選付添人制度の拡大によりさらに件数の減少が進み、平成27年度実績の約80%まで減少した。また、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助も減少傾向にあるが、これら以外の援助項目は、若干の増加傾向にあるため、平成27年度と比較すると、全体で128件の増加(前年度比0.5%増)であった。

平成28年度の各地方事務所における申込受理件数の実績は資料7-3のとおりであるが、申込受理件数を援助項目ごとに見ると、刑事被疑者弁護援助が59.0%、少年保護事件付添援助が13.4%で合わせると72.4%を占めた。平成24年度から平成28年度までの援助項目ごとの年度別申込受理件数の実績は、資料7-4のとおりである。

資料 7-3 平成 28 年度申込受理件数 (地方事務所別)

(件)

		(1)					(件)			
		被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計
東	京	3,957	304	219	536	49	638	23	229	5,955
神系	川	310	191	274	4	20	26	5	18	848
埼	玉	678	129	70	26	2	27	25	135	1,092
千	葉	763	130	50	14	8	50	0	97	1,112
茨	城	47	39	12	175	3	87	0	6	369
栃	木	45	46	3	1	1	1	0	5	102
群	馬	101	35	3	1	1	16	0	13	170
静	岡	268	66	23	0	4	10	2	19	392
Ш	梨	43	16	4	0	0	5	2	9	79
長	野	46	8	12	0	8	5	0	4	83
新	潟	135	17	12	0	9	3	0	4	180
大	阪	1,353	269	52	50	35	176	24	154	2,113
京	都	300	73	40	2	6	8	27	24	480
兵	庫	406	193	61	1	4	29	13	42	749
奈	良	41	28	22	5	3	0	2	12	113
滋	賀	20	51	10	0	0	2	4	16	103
和哥		45	20	6	0	15	0	2	8	96
愛	知	615	282	61	30	12	202	7	61	1,270
Ξ	重	26	40	1	0	0	4	0	2	73
岐	阜	65	32	1	0	0	3	0	9	110
福	#	73	18	4	0	1	3	0	7	106
石	Ш	116	29	12	0	3	0	7	8	175
富	ш	39	15	1	0	1	1	1	16	74
広	島	193	91	46	0	8	12	26	35	411
山		56	30	9	0	1	0	2	1	99
岡	Ш	248	63	31	0	18	0	1	14	375
鳥	取	37	14	6	0	1	0	1	2	61
島	根	23	8	10	0	0	2	1	2	46
福	岡	957	260	80	2	14	9	514	119	1,955
佐	賀	92	24	12	0	0	0	28	8	164
長	崎	46	15	7	2	4	12	0	3	89
大	分	73	20	16	0	2	1	8	6	126
熊	本	62	21	20	0	0	0	45	8	156
鹿り		56	21	14	0	1	1	61	8	162
宮	崎	130	18	16	0	0	2	30	5	201
沖	縄	265	75	21	0	10	2	54	3	430
宮	城	377	41	30	0	0	1	3	31	483
福	島	32	22	5	0	2	0	0	6	67
<u>1題</u> 山	形	56	16	3	0	0	0	0	3	78
岩岩	手	91	10	9	0	1	0	5	3	119
秋		24	3	2	0	1	0	0	3	33
青	森	55	6	9	0	1	0	2	2	75
札	幌	565	98	52	0	6	1	88	16	826
函	館	76	3	16	0	0	0	7	2	104
旭旭	川	43	12	5	0	0	0	0	0	60
釧	路	43	4	17	0	0	0	4	3	71
	川	66	45	23	0	7	3	0	89	233
		14	7	8	0	2	0	0	5	
徳	島									36
高	知	15	11	16	0	2	0	0	5	49
愛	媛	48	28	8	0	2	1 242	0	1 204	91
合	計	13,235	2,997	1,444	849	268	1,343	1,024	1,284	22,444

⁽注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。

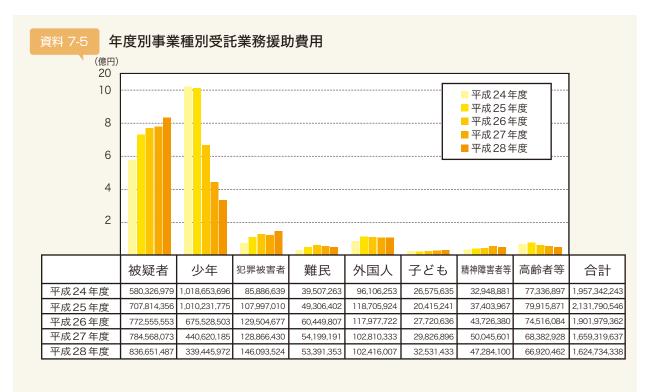


工 援助費用

平成28年度の援助費用は全体で16億2,473万4,338円であった。少年保護事件付添援助等の減少に より、平成27年度と比較すると3.458万5.299円減少(前年度比2.1%減)した。

援助費用の内訳を項目別に見ると、刑事被疑者弁護援助が51.5%、件数が減少したものの少年保護事 件付添援助は20.9%を占め、この2つの援助で費用全体のほぼ4分の3を占めた。

平成24年度から平成28年度までの援助項目ごとの費用の実績は、資料7-5のとおりである。なお、 援助に要する費用は、すべて日本弁護士連合会から法テラスに支払われる委託経費から支出されている。



(注) 精神障害者等の数値には、医療観察法の心神喪失者を含めている。